

用語解説

◇P1

1 世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

2 国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(自由権規約)、②市民的及び政治的権利に関する国際規約(社会権規約)、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年(昭和54年)6月に批准している。

3 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

1989年(平成元年)11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年(平成6年)4月に批准している。

4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約/女子差別撤廃条約)

1979年(昭和54年)12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、1985年(昭和60年)6月に批准している。

5 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)

1965年(昭和40年)12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際の措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995年(平成7年)12月に批准している。

6 国連人権高等弁務官

1994年(平成6年)創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

7 国連人権理事会

人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関。国連として人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として、2006年(平成18年)に、従来の人権委員会に替えて新たに設置された。

8 人権教育のための国連10年

1994年(平成6年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。我が国は、1995年(平成7年)12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画を策定。

9 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

2006年(平成18年)12月に国連総会で採択された条約。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は、2014年(平成26年)1月に批准している。

10 人権教育のための世界計画

2004年(平成16年)の第59回国連総会で決議。2004年末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ(段階)ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定している。

11 持続可能な開発目標(SDGs)

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年(令和12年)までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人として取り残さない」ことを誓うもの。

◇P2

12 ビジネスと人権に関する指導原則

ビジネスと人権に関する指導原則は、国連事務総長特別代表のジョン・ラギー氏が策定し、2011年(平成23年)に国連人権理事会により決議された。その目的は、2008年(平成20年)に同じくジョン・ラギー氏が、多国籍企業のビジネスと人権に関する基準と慣行を強化するために策定した「保護、尊重及び救済の枠組(ラギーフレームワーク)」を実行に移すことである。同原則は、31の原則により成り立ち、企業が取り組むべき具体的なプロセスである「人権デューデリジェンス」の手順も記されている。

13 COVID-19 ガイダンス

国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が、2020年(令和2年)4月に新型コロナウイルス感染症に関する人権尊重の立場から行った提言。

14 国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年(昭和50年)。

15 国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1979年(昭和54年)。

16 国際障害者年

障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981年(昭和56年)。

17 国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1990年(平成2年)。「2000年(平成12年)までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。

18 ビジネスと人権に関する行動計画

国連人権理事会で決議された「ビジネスと人権に関する指導原則」により、策定されたわが国の行動計画のこと(2020年(令和2年)10月策定)。持続可能な開発目標(SDGs)の達成に当たっては、人権の保護・促進が重要な要素と位置付けられている。

19 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年(昭和40年)8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

20 ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の重要な理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

21 国連自由権規約委員会

「市民的政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、国際人権B規約）の各締約国の遵守状況を監視するために国連に設置された機関。5年に1回、締約国政府が提出した報告書をもとに、締約国政府代表と議論しながら審査する。規約人権委員会ともいう。

◇P3

22 人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）

1997年（平成9年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999年（平成11年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

23 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

24 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

25 いじめ防止対策推進法

2011年（平成23年）に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013年（平成25年）9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

26 子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

27 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律（施行は一部の附則を除き2016年（平成28年）4月1日）。

28 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

ヘイトスピーチの解消に向けた取組を推進するため、基本理念および国と地方公共団体の責務を定めるとともに、国や地方公共団体が相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施することについて規定する法律。

29 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）

部落問題の解消に向けた取組を推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定する法律。

30 人権教育のための国連10年京都府行動計画

人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、京都府が1999年（平成11年）3月に、人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針として策定した計画。この計画に基づき、知事を本部長とする人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策で積極的な取組を推進。

31 新京都府人権教育・啓発推進計画

「人権教育のための国連10年京都府行動計画」の計画期間満了後も同計画を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に取組を進めるための基本的指針として、2005年（平成17年）1月に策定した計画。

◇P4

³² 京都人権啓発推進会議

同和問題(部落差別)などあらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都市・府教育委員会・市教育委員会・府市長会・府町村会・府人権擁護委員連合会・京都商工会議所・府商工会連合会・府中小企業団体中央会・府農業協同組合中央会・府社会福祉協議会の12団体により1984年(昭和59年)に設立。

³³ (公財)世界人権問題研究センター

1994年(平成6年)に、人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査、研究を行い、人権問題に係る学術・研究の発信と振興を図ることを目的に、京都府・京都市・京都商工会議所により京都市内に設立された文部科学省認可の研究機関。

◇P5

³⁴ 京都府総合計画(京都夢実現プラン)

2019年(令和元年)10月に「一人ひとりの夢や希望がすべての地域で実現できる京都府」をめざして策定した京都府の行政運営の指針となる総合計画で、「将来構想」「基本計画」「地域振興計画」によって構成している。

◇P8

³⁵ ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいう。この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されている。①誰にでも利用できるように作られていて、簡単に手に入れることができる(公平性)、②使う人の様々な好みや能力に合う(自由度)、③使い方が簡単にわかる(単純性)、④必要な情報が簡単に伝わる(わかりやすさ)、⑤ミスや間違った行動が、危険や思わぬ結果につながらない(安全性)、⑥少ない力で効率的に、楽に使うことができる(省体力性)、⑦アクセスしやすく、簡単に操作できるスペースや大きさにする(空間の確保)。

³⁶ ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などと説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいうまでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。

日本では、2016年(平成28年)6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行され、この法律では、ヘイトスピーチを「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と規定している。こうした行為の代表的なものとしては、2009年(平成21年)12月に京都朝鮮第一初級学校(当時)に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011年(平成23年)1月に奈良県の水平社博物館前において行われたものがある。

◇P9

³⁷ 同和对策事業特別措置法

1969年(昭和44年)に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

38 地域改善対策協議会(略称：地対協)

1982年(昭和57年)3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984年(昭和59年)6月、「今後における啓発活動について」、1986年(昭和61年)12月「今後における地域改善対策について」、1991年(平成3年)12月「今後の地域改善対策について」、1996年(平成8年)5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出された。

◇P10

39 戸籍謄本等不正取得事件

京都府では2003年(平成15年)に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005年(平成17年)以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

40 土地調査問題

平成19年に大阪府において、マンション開発に伴う「土地調査」で、差別につながる調査、報告(同和地区等を「不人気地域」と表現する等)が行われていたことが判明。こうした調査は、京阪神を中心に長く続けられていたことがわかっている。

◇P11

41 ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)

男女間の格差を数値化したもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

具体的には、【経済分野】労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、【教育分野】識字率、初等、中等、高等教育の各在学率、【健康分野】新生児の男女比率、健康寿命、【政治分野】国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数を用いて算出されている。

42 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

2001年(平成13年)施行。配偶者等(男性・女性問わず、事実婚や元配偶者も含む)からの暴力(身体的暴力のほか、精神的・性的暴力も含む)に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。

43 ドメスティック・バイオレンス(DV)

京都府男女共同参画推進条例では、夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)と定義している。

44 セクシュアルハラスメント

京都府男女共同参画推進条例では、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義している。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)では、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることと定義している。

45 マタニティハラスメント

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)では、職場において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育

児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることと定義している。

なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものはハラスメントには該当しない。

46 京都府男女共同参画推進条例

2004年(平成16年)4月1日施行。男女共同参画の推進に関し、6つの基本理念(①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤男女の性についての理解、⑥国際的協調)を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定した条例。

47 京都ジョブパークマザーズジョブカフェ

子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援する就業支援拠点。

◇P12

48 輝く女性応援京都会議

京都における女性の活躍の加速化に向け、2015年(平成27年)3月に発足した経済団体等と行政(京都府・京都市・京都労働局)とが連携した女性の活躍推進体制。

49 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)

性暴力被害者に対して、総合的な支援を提供するため、行政、医療機関、警察弁護士会、民間団体等が連携して設置し、専門的な研修を受けた女性相談員が被害者に対応。

50 パワーハラスメント

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)では、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものと定義している。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しない。

51 ネグレクト

子ども・障害者・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。

52 SNS(Social Networking Service の略)

インターネット上で交流の場を提供するサービス。SNS上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

◇P13

53 児童憲章

1951年(昭和26年)5月5日にわが国で宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という3つの原則を謳っている。

54 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が中央値の半分を下回る世帯で暮らす子どもの割合。

55 京都府子ども・子育て応援プラン

2020年(令和2年)3月、「京都府少子化対策基本計画」の内容を盛り込み、京都府子育て環境日本一推進戦略の方向性を踏まえて策定。

子ども・子育て支援法に基づき、府内市町村が策定する計画とも連携し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を盛り込むとともに、「京都府就業支援・人材確保計画」や「京都府住生活基本計画」など、子育て支援や少子化対策に関連する他分野の計画等との連携を図りつつ、今後5年間に取り組む施策を具体化。

56 京都府いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、京都府において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、2014年(平成26年)4月に策定された。2018年(平成30年)4月改定。

◇P14

57 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

児童の権利擁護を目的として、児童買春及び児童ポルノに係る行為等を処罰し、その被害児童の保護措置等を定めた法律(平成11年法律第52号)。2014年(平成26年)の改正により、児童ポルノの単純所持を禁止し、自己の性的好奇心を満たす目的による所持等に罰則を設ける等、諸般の規定整備がなされた。

58 京都府青少年の健全な育成に関する条例

1981年(昭和56年)1月施行。青少年の健全な育成に関する理念を明らかにし、府の施策の基本を定めてその推進を図るとともに、府民参加のもとに青少年を取り巻く社会環境の整備を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのある行為から青少年を保護することで、青少年の健全な育成を図ることを目的として制定した条例。2018年(平成30年)の改正により、青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為を規制した。

59 京都府子どもの貧困対策推進計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画として、2015年(平成27年)3月に京都府が定めた計画。2020年(令和2年)3月に改定。

60 京都府高齢者健康福祉計画

2018年度(平成30年度)から2020年度(令和2年度)が計画期間となる第8次計画を2018年(平成30年)3月に策定。団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの一層の充実を図り、持続可能な介護保険制度を構築するため、京都府が目指す基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組む諸施策を定めている。

◇P15

61 京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター

障害者・高齢者の虐待を防止し権利の擁護を図るため2012年(平成24年)6月に設置されたセンター。虐待事案の通報窓口となる市町村を専門職チームの派遣、電話相談等により支援。

62 京都府福祉のまちづくり条例

1995年(平成7年)10月施行。障害者や高齢者をはじめすべての人が安心して快適に暮らすことができるよう、建築物や道路、公園等の整備とともに、府民一人ひとりが共に生き、支え合うことのできる地域社会づくりの実現を目的として制定した条例。

63 障害者基本法

障害のある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。

64 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

2012年(平成24年)10月施行。障害のある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障害のある人を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

65 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

2015年(平成27年)4月施行。障害のある人もない人も、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目的とし策定した条例。

条例では「障害者」の定義について、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定している。

◇P16

66 障害者雇用率

民間企業等が障害者を雇用している割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業等は従業員数に応じて、障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)を雇用する義務が課せられている。

67 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障害者の雇用の割合。2021年(令和3年)3月から民間企業2.3%(従業員43.5人以上の企業)国、地方公共団体等2.6% 都道府県等の教育委員会2.5%。

68 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障害者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

69 言語として手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例

2018年(平成30年)3月施行。言語としての手話の普及を進めるとともに、聞こえに障害のある人がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会を確保することにより、聞こえに障害のある人となない人とが相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合う聞こえの共生社会を推進するために制定した条例。

70 京都府障害者基本計画

1996年(平成8年)3月に障害者基本法に基づき策定された今後の障害者の自立、社会参加等「完全参加と平等」を目指して作られた障害者施策に関する基本的な計画。2020年(令和2年)3月に第4期計画(計画期間、令和2年4月からの4カ年)を策定。

◇P17

71 (公財)京都府国際センター

1996年(平成8年)、「京都府国際化プラン」に基づき、京都府の国際化を総合的に進める中核的な組織として設立。

◇P19

72 ハンセン病

1873年(明治6年)にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。

73 エイズ

後天性免疫不全症候群(Acquired Immuno Deficiency Syndrome)のこと。HIVに感染し(後天性)、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力(免疫)が、正常に働かなく(不全)なることによって発症する様々な病気(症候群)の総称。

74 HIV

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)のこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

75 ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

2003年(平成15年)11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

◇P20

76 世界保健機関(WHO(World Health Organization))

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

77 世界エイズデー

1988年(昭和63年)に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、WHOが、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

◇P21

78 京都府犯罪被害者サポートチーム

犯罪被害者等と各支援機関を適切に結ぶためのネットワークシステム。事務局に犯罪被害者相談専用電話を設置、犯罪被害者支援の知識も経験も豊富な犯罪被害者支援コーディネーターを配置し、行政機関をはじめ、法律・医療等の民間機関と連携した総合的な支援を実施。

79 犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とした地方自治体の条例。犯罪被害者等基本法に基づき、地方自治体及び住民等の責務を明らかにするとともに、総合的対応窓口の設置、見舞金の支給等経済的支援、住民等への理解促進に向けた広報啓発の実施など犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めている。

80 京都府犯罪被害者支援連絡協議会

警察と関係行政機関・団体等が相互に連携をはかることにより、社会全体が被害者をサポートできる環境づくりに努めるとともに、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応した各種支援活動を効果的に推進することを目的として1998年(平成10年)7月に結成。69の関係機関・団体が参加。

81 (公社)京都犯罪被害者支援センター

電話相談や面接相談、その他の活動を通じて、犯罪や犯罪に類する行為、災害等により被害を受けた者並びにそのご家族及び遺族(「以下被害者等」という。)が抱える悩みの解決や心のケア等を支援するとともに、社会全体が被害者等をサポートできる環境づくりに寄与することを目的として1998年(平成10年)5月に任意団体として設立された。2003年(平成15年)10月に犯罪被害者等早期支援団体として京都府公安委員会の指定を受け、2011年(平成23年)4月に公益社団法人となる。

82 直接的支援

裁判の傍聴付添や代理傍聴、検察庁や弁護士事務所等への付添など。

◇P22

83 ホームレスとなることを余儀なくされている人

2020年(令和2年)1月の厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」では、京都府内で57名のホームレスの人が確認されている。

84 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス特措法)

2002年(平成14年)8月施行。ホームレスを定義するとともに、ホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関して、国と地方公共団体の責務等を規定。なお、10年間の時限法であった法の期限は、2027年(令和9年)まで延長されている。

85 生活困窮者自立支援法

2015年(平成27年)4月施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体を実施主体とし、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成して包括的・継続的支援を行う「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃相当を支給する「住居確保給付金」等を実施。

86 LGBT

レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーの頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称として使われることもある。

87 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004年(平成16年)7月施行。この法律により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件(①20歳以上であること。②現に婚姻をしていないこと。③現に未成年の子がいないこと。④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。)を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することが可能となっている。

88 性的指向と性自認

性的指向(Sexual Orientation)は、恋愛感情や性的な関心がどの性に向いているかを示す言葉であり、性自認(Gender Identity)は、自分が認識している性別のことを指す。SOGIとも言われ、異性愛者もLGBT等性的少数者も全ての人が持っている。

◇P23

89 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

2019年(平成31年)施行。先住民族への配慮を求める国内外の要請等により、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興等の施策の推進を定めた法律。

◇P26

90 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。

91 プロバイダ等

プロバイダ責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対

象としており、いわゆるプロバイダ(ISP: Internet Services Provider)だけでなく、掲示板を設置する Web サイトの運営者なども規制対象とされている。

92 メディアリテラシー

情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの要素からなる複合的な能力とされる。

93 フィルタリングサービス

インターネットへの接続にあたって、未成年にふさわしくない内容など特定の Web サイトへのアクセスを制限するサービス。

◇P28

94 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現した社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、2007年(平成19年)12月に策定。

◇P32

95 保育所保育指針

厚生労働省が作成した、保育所における「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するに当たって、各年齢ごとの必要な基本的事項が盛り込まれた指針。

96 幼稚園教育要領

幼稚園を対象に教育課程その他の保育内容の基準を示した文部科学省告示。

97 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼保連携型認定こども園を対象に、教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を示した内閣府、文部科学省及び厚生労働省告示。

98 子ども・子育て支援新制度

2012年(平成24年)8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度(2014年(平成27年)4月施行)。

99 学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、国が学校教育法等に基づいて定める、教育課程(カリキュラム)を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

100 京都府教育振興プラン

教育基本法第17条第2項に基づき、京都府教育委員会において、2011年(平成23年)に策定された教育の振興に関する基本計画。2021年(令和3年)には、第2期となる基本計画が策定された(計画期間は令和12年度までの10年間)。

◇P33

101 スクールカウンセラー・「まなび・生活アドバイザー」

「スクールカウンセラー(SC)は、「心の専門家」として学校に配置された臨床心理士などの専門家。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどの業務にあたる。「まなび・生活アドバイザー」は、府内の市町(組合)(京都市を除く。)小中学校及び府立学校に配置された社会福祉士や精神保健福祉士、元教員などの専門家。児童生徒の基本的な生活習慣を確立させ、学習習慣の定着を図るための取組を支援するとともに、教育的・福祉

的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、本人やその家庭に働きかけたり、医療機関・児童相談所・福祉事務所・警察などと連携して問題解決を図る。

◇P36

¹⁰² 京都人権啓発行政連絡協議会

1976年(昭和51年)に部落地名総監事件を契機に企業内の人権啓発推進のため結成された「行政連絡協議会」を前身とする。1998年(平成10年)に京都府内を行政区域とする京都府方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・近畿運輸局・近畿地方整備局・京都府・京都市の9団体により設立。京都府内における人権擁護思想の普及・高揚に関する施策について、相互に連携・調整することにより、効果的な人権啓発活動を推進することを目的として活動を行っている。

¹⁰³ 企業内人権啓発推進員

企業内の人権啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定・推進等を図るために、京都人権啓発行政連絡協議会が、従業員数30人以上(2021年(令和3年)4月から25人以上)の事業所等に設置勧奨している。

◇P37

¹⁰⁴ 法律家、議会関係者等

本計画は行政機関としての京都府が人権教育・啓発を推進するための基本的指針として策定した計画であり、計画の基本となる考えはあらゆる人を対象に普及をさせていくことが重要であることから、裁判官、弁護士、司法書士等の法律家、また、議員等議会関係者に対しても立場を踏まえて可能な限り情報提供等協力に努める考えであることを明らかにしたものの。

◇P39

¹⁰⁵ インフォームドコンセント(説明と同意)

患者・家族が病状や治療内容を正しく理解し、判断できるよう、医療者から情報提供がなされ、それに対し納得・同意した上で治療方針を選択すること。

¹⁰⁶ 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちを見守り、妊産婦の子育てや妊娠中の相談・支援等を行う。

◇P43

¹⁰⁷ 憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。

¹⁰⁸ 人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

¹⁰⁹ 人権週間

1948年(昭和23年)、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

110 人権啓発イメージソング

京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」のこと。2013年(平成25年)、世界人権宣言65周年を記念し、作詞家の鮎川めぐみさんと作曲家の千住明さんによって制作された。2017年(平成29年)には、作詞家鮎川めぐみさんと作曲家和泉一弥さんによる子ども向けの京都府人権啓発サブソング「えがおのおくりもの」を制作し、多くの方々に歌っていただく中で、身近なところから人権について考えるきっかけになるよう、この歌を活用し、人権啓発活動を展開している。

111 ワークショップ

もともとは「作業場」「工房」などの意味。WORK(身体を動かす)+SHOP(自分で作ってものを公開する場)、つまり参加者が主体的に活動をしながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流することによって、自分自身の中に新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

112 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権相談を受けて問題解決のサポートをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っている。

◇P44

113 人権啓発活動ネットワーク協議会

国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発活動を行っている機関、団体等が、相互に連携・協力して、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に設置。人権の花運動等の啓発活動を行う。京都ネットワーク協議会は、京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、京都府社会福祉協議会、京都市社会福祉協議会の6団体。1999年(平成11年)設立。府内に3つの地域ネットワーク協議会がある。

114 京都府社会貢献活動の促進に関する条例

2003年(平成15年)11月1日施行。社会貢献活動の促進についての基本理念を示すとともに、府の責務と府民、社会貢献活動団体及び企業の果たすべき役割を明らかにし、社会全体で社会貢献活動を促進することを目的として制定した条例。